

社会教育主事・社会教育士養成等の改善・充実に関する
ワーキング・グループ（第4回）における主な意見等

（概要）

第4回養成WGでは、事務局から、第1回～第3回の議論を踏まえた検討の視点4点を示しつつ、社会教育主事・社会教育士の養成の枠組みの3つの案を提示し、議論を行った。主な論点と議論の方向性は次のとおり。

- ・養成の枠組みについては、現行の8単位を維持しつつ、内容を社会教育人材が共通して学ぶべき内容へ再編する。（資料1、案②の方向）
- ・社会教育の裾野の拡大を図る観点からの導入的講習の実施や、社会教育主事の資質能力を向上させるための現職研修の充実を図る。
- ・講習実施機関の負担を増やさない方法を模索する。
- ・受講要件や主事発令要件の緩和について、養成課程とのバランスや事務負担とのバランスにも考慮しつつ検討する。

また、講習の具体的な科目・内容について、本ワーキング・グループとは別に検討の場を設けることを確認した。

（主な意見）

○講習の枠組み等について

- ・現行の講習は社会教育主事を養成するための枠組みであるが、社会教育士の役割が重要になっていることを踏まえ、社会教育人材に共通して必要な内容という観点からカリキュラムの見直しが必要。
- ・社会教育士は、様々なコミュニティづくりに教育的アプローチをすることができる人材であり、そういった社会教育士の役割を明示し、そのための内容を講習のカリキュラムに入れる必要がある。学校と地域をつなぐという領域を1つ立て、教育機関や企業とつないでいくことも必要。
- ・実務経験の単位認定に関して、公益社団法人全国子ども会連合会の地域推進コーディネーター研修が社会教育主事講習大臣認定学修として認定されているように、様々な団体が実施する民間資格の講習等を単位互換として取り入れれば、事務の負担はそこまで増えない。一方、ボランティア等の地域活動を単位認定することは望ましい一方で、審査・

認定が難しく、現実的ではない。

- ・社会教育士については、学歴要件よりも、成人（18歳以上）であることなど、年齢を称号の要件としてもいいのではないか。
- ・社研のB講習の千葉会場の参加者約30名に聞いたところ、主事講習の期間を長いと感じている人は5人程度、また、行政関係の学習を難かったと感じた人は10人程度だった。

○事前・事後の研修等について

- ・導入的講習について、質の担保と受講者の裾野の広がりの両方を満たすために、どのような位置づけとするかについて具体的な議論が必要。社教主事講習の学歴要件を緩和して導入的講習受講を社教主事講習の受講要件とすることも考えられるし、逆に、社教主事講習の受講要件は緩和せず、導入的講習で幅広くニーズを拾っていく方法も考えらるる。
- ・今、高校生は、コミュニティ・スクールや総合的探求の時間などで地域に触れる機会が増え、様々な地域活動をしている人が増えている。導入的講習は、高校生も受講できるものとし、修了者には称号的なものを付与し、そこで学んだ人たちがさらに社会教育に関心を持って大学で社会教育を学び社会教育士になっていくという方向性も含めて、在り方を検討してはどうか。
- ・導入的講習の質を担保するために、実施主体や内容についての一定の基準が必要。
- ・北海道では、主事講習の受講前にオリエンテーション的な研修を受講することとしている。また、行政職員は異動のサイクルが早いため、社会教育の入門講座として、オンラインで年間複数回、基本的な内容（「社会教育法とは」、「社会教育法23条とは」、「公民館は」、「家庭教育支援、障害者の生涯学習などの現代的課題」）を短期間で受けやすいようにして開講し、受講した人に社会教育主事講習を勧めるという流れがある。
- ・事前・事後の研修の実施主体について、資料1案②では「国または任命権者が実施」とされているが、役割分担について議論が必要。
- ・事前事後研修に関して、マイクロレデンシャルのような形でカウントできるようにすると、資格化しやすいのではないか。

○受講要件の緩和について

- ・講習の受講要件を緩和すると、多様な層が受講することになる。多様だからこそ豊かな

学びの場になるという一面はあるが、学習についてこられない層が増え、講習の質の低下につながるため、一定の実務経験などの基準はあったほうがいい。

- ・ 多様な方々が受講されるこの講習においては、学習成果をしっかりと測り、基準に達しなければ不合格にできる環境が維持されていることの方が、受講要件を狭めることよりも学習の質の保証や向上につながると思う。その基準を実施機関が設定することが大事。日本の学校の問題点としてもよく言われることだが、特にこれは生涯学習に関わるものなので、入ることではなくて出ることを重視し、成果を保証する方が効果がある。
- ・ 学歴要件を満たさず、かつ看護や介護分野の経験はあるが社会教育の実務経験は無いため受講要件を満たさないという人でも、学ぶ意欲があれば受講できるようになるといい。
- ・ 社会教育の振興のためには、社会教育関係の研究者の存在が不可欠。社会教育主事養成課程があり、研究者がそこで担保されるから、主事講習を持続できる。講習の受講要件の緩和の検討に当たっては、養成課程とのバランスを考慮する必要がある。

○その他

- ・ 社研のB日程の地方会場の数が近年増加していることを踏まえると、地方で主事講習を実施するニーズは高いと思われる。社研の主事講習の講義のオンデマンド教材を地方の実施機関でも活用できるといい。
- ・ 社研の社会教育主事専門講座は、社会教育主事としての1年以上の勤務経験が受講要件となっているが、1年目の人を対象としたものもあるといい。
- ・ 教職免許を取得する学生に、社会教育士の称号も取得してもらえよう、構造的に関連付けていくことが非常に重要。